

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

視覚特別支援学校より本年度から入学。将来は高校進学を希望しており、特別支援学級内での授業のみならず交流学級の授業にも意欲的に参加している。

教室で授業を受ける際には、22ポイント(数学は18ポイント)の拡大教科書を用い、板書の際には、黒板からの距離が約2mの最前列・黒板に対して左側の座席で単眼鏡、書見台を机の上に置いて使用している。また、板書が追いつけない時は、支援の教師に電子機器を使って板書を撮影してもらい、後でノートに写すこともある。右上下肢に障害があるため、自分で電子機器を使って板書を撮影することは困難である。試験時間も通常の1.3倍に延長して取り組んでいる。

- | | | |
|------------|---|------------------------|
| 1 対象生徒の障害種 | <input type="text" value="視覚障害"/> | |
| 2 障害の程度 | <input type="text" value="該当(視覚障害)"/> | ※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か |
| 3 在籍状況 | <input type="text" value="中学校・特別支援学級"/> | |
| 4 学年 | <input type="text" value="中1"/> | |

5 対象生徒の実態

左視力が0.05、右視力が0.15で、左目中央に視野欠損がある。右上肢3級・右下肢4級の障害。実技教科には必ずサポートの教師がつきそうようにしている。

板書を写すために単眼鏡、書見台をしている。

プリントやワーク類も拡大した物を手渡している。

新聞等の小さい文字を読むためのルーペも練習中である。

板書の補助のためにタブレット型端末を持参している。

将来は高校進学を希望している。

歩行の安全のための配慮は常に必要であるが、卓球部に所属し、日々努力を重ねている。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

- 1 保護者からの申し出
- 2 テスト時間の延長、問題用紙の拡大、教室の座席についての配慮
- 3 視覚特別支援学校と教育相談
- 4 センターテストの試験時間延長を基準とした1科目65分の試験時間

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎④ 教材の確保

文字の大きさは22ポイント、数学では18ポイントの拡大教科書を使用している。プリント、ワーク類は22ポイントに合わせて拡大コピーし使用している。

基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

座席は最前列、黒板から2メートル左側に固定し、書見台、単眼鏡を使用している。また、板書を写す際には読み上げを必ず行うとともに補助としてタブレット端末での撮影を、授業者、サポートの教師が行うようにしている。

テストは支援学級で交流学級と同じ内容を受けている。用紙の拡大、時間延長を行い、1教科65分をめどとしている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

視覚を補い、聴力を養うためのドリルに毎日取り組んでいる。
自立活動の中で毎日必ずストレッチを行っている。また、コミュニケーションスキルの向上をめざし、SSTも取り入れている。

学習上の困難については上記に記したとおりであり、高校進学に向けて力をつけることを目標にするとともに、実績も積み重ねている。

合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

上記に記したとおり、教科書についてはもちろん、配布されるプリント類については全て拡大するとともに、単眼鏡やルーペの使用についても練習を重ねている。

9 成果と課題

<成果>

板書は通常の授業においても、タブレット型端末を使用しなくても写すことができるようになってきた。時間延長によって数学・英語には意欲的に取り組んでいる。

<課題>

板書を写すことについては、書くべき内容を精選して本人の負担にならない範囲で取り組ませることにより、正確に書けるようにさせたい。

文章題が苦手である。読むスピードが遅く、イメージを膨らませることも課題である。